

ふるさと納税を お願いします

市では、平成20年4月30日の地方税法の改正を受け、ふるさと納税制度に基づく寄附を1万円以上していた人に対し、幸手の特産品をお送りし、ふるさと納税の増収に積極的に取り組むこととしました。

市外にお知り合いのいる人は、ぜひ、幸手市へのふるさと納税をお勧めください。なお、特産品は、特選幸手のコシヒカリ(新米)を予定しています。

また、市内にお住まいの人についても、寄附金に対する特産品はお送りさせていただきますので、寄附のご協力を併せてお願いいたします。

※寄附金に対する税額控除可能額などの詳細については、市ホームページでお知らせしていますのでご確認ください。

<http://www.city.satte.lg.jp/>

ふるさと納税って？

ふるさと納税とは、生まれ故郷など任意の自治体(居住の事実などはなくても良い)に対する寄附金のうち、適用下限額(5000円)を超える部分について、個人住民税所得割額と所得税を合わせて、一定の限度まで全額控除される制度です。(確定申告が必要になります。)(従前は適用下限額が10万円でしたが、今回の改正で5000円となりました。(平成20年1月1日にさかのぼって適用されます。))

まちづくりのために

ふるさと納税制度でいただいた寄附金は、まちづくりのために有効に使用させていただきます。

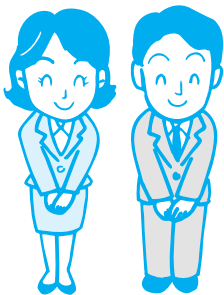
なお、幸手市は総合振興計画において、つぎのよう

なまちづくりを目指しています。

- ① 人も自然も豊かになるまち
- ② 住みよさとゆとりのあるまち
- ③ 生きがいを持ち安心して暮らせるまち
- ④ いきいきとした教育・文化を創造するまち
- ⑤ 明日の教育・文化を創造するまち
- ⑥ 暮らしを楽しむコミュニケーションを育むまち

問合せ

財政課(税額控除以外全般)
☎(43) 1111 内線252・FAX(43) 3783
税務課(寄附金に対する税額控除関係) ☎(43) 1111 内線132・FAX(43) 1125

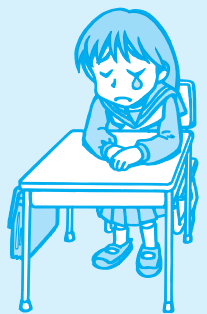


ぜひ幸手市への「ふるさと納税」を!!

人権それは愛

あなたの人権守られていますか？

- 携帯サイトなどに悪口を書き込みされたり、学校やクラブ活動で「いじめ」を受けたりしていませんか？
- パートナーから暴力を受けていませんか？また高齢を理由に家族から虐待を受けていませんか？
- 「女のクセに…」「女だから…」など女性という理由だけで、軽く扱われたり、不当な待遇を受けたりしていませんか？
- 体が不自由なことで、就労の差別を受けたり、日常生活に不便を感じたりしていませんか？
- 出生や人種、宗教、住んでいる地域などによって差別を受けていませんか？また差別だと感じることはありませんか？



人権問題でお困りのことや、毎日の生活の中でお気づきのことがあれば、ご相談ください。

問合せ 人権推進課 ☎(43) 1111 内線162

人権は、お互いの個性を認め合い、思いやりのある行動で守られるものです。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

不要になった 入れ歯のご寄付に ご協力ください



入れ歯に使用されている金属をリサイクルして、福祉活動に役立てます。

幸手市社会福祉協議会は、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会に協力して、下記の場所に不要入れ歯回収ボックスを設置します。

不要入れ歯は、金属精製業者が回収後、資源に生まれ変わらせ、その益金の40%を本会の地域福祉活動推進のために役立たせていただき、同じく40%を(財)日本ユニセフ協会に寄付します。



▲不要入れ歯回収ボックス

▼回収ボックスの設置場所

- ① 幸手市役所1階ロビー
- ② ウェルス幸手1階社会福祉協議会事務局前

▼回収の対象

- ① 金属の付いている入れ歯
(歯にかけるバネ「スクラプ」が付いているもの)
 - ② 歯にかぶせた「クラウン」
 - ③ 歯に詰めた「インレー」
 - ④ 歯と歯をつないだ「ブリッジ」
- ※金属の付いていない入れ歯は回収できません。

▼寄付の方法

- ① 入れ歯の汚れを落とし、熱湯か入れ歯洗浄剤(除菌タイプ)で消毒をしてください。
- ② 新聞広告などの厚手の紙で入れ歯を包み、ビニール袋に入れてください。
- ③ 回収ボックスに投入、または、封筒に入れて本会へ郵送してください。

▼送付先 〒340-001

52 幸手市大字天神島
1030番地1 幸手市社会福祉協議会

▼問合せ 社会福祉法人幸

手市社会福祉協議会 ☎(43) 3277・FAX(40)146

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について

保険料軽減割合の拡大

◆保険料の均等割額を7割から8・5割に軽減

対象 均等割額が7割軽減されている世帯の人

◆保険料の所得割額を5割軽減

対象 課税のもとなる所得金額(総所得・基礎控除33万円)が58万円以下の場合

※対象となる人には、9月以降に減額後の保険料額を通知します。

保険料の年金天引から 口座振替への変更

保険料が年金から天引きされる人で、つぎのいずれかの要件にあてはまる場合には、お申し込みにより、年金からの天引きではなく口座振替により保険料をお支払いいただくことができます。

◆口座振替に変更できる要件

- ① 国民健康保険税を確実にお支払されていた国保の世帯主だった人が、自分の口座から振替する場合
- ② 年金収入が180万円未満

の人で、世帯主または配偶者の口座から振替する場合(ただし、自分の口座からの振替はできません。)

申込み 金融機関にて口座振替のお手続きを行い、口座振替依頼書(本人控用)をご持参のうえ市役所保険年金課窓口へ

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線147・197・FAX(43)1125

国保の年金天引から 口座振替への変更

国民健康保険税についても、10月から年金からの天引に該当する人のうち、国民健康保険税を確実にお支払していた人が口座振替でお支払いいただける場合には、保険年金課への届出により、年金天引きから口座振替に変更できます。詳しくは担当までお問い合わせください。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線142・144・FAX(43)1125